

## 「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」

## に対する意見募集について

令和7年7月14日

国土交通省関東地方整備局では、「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】」の変更に向けて検討を進めているところです。

このたび、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、関東地方整備局ではいただいたご意見を十分に検討したうえで、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」を作成させていただきます。

## 意見募集要領

## 1. 意見募集の対象

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」

## 2. 意見募集期間

令和7年7月14日（月）～令和7年8月18日（月）18時00分必着

（郵送の場合は当日消印まで有効）

## 3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式または下記①から③をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールいずれかの方法で下記4.までご提出ください。

①氏名（企業・団体としての意見提出は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所（都道府県・市区町村）

③意見（「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見をご記入ください。）

## 4. 提出先

○ご郵送の場合

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 流域治水課

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」意見募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

045-503-4058

○電子メールの場合

ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp

件名「多摩川水系河川整備計画(変更原案)【大臣管理区間編】」意見募集 事務局宛と明記ください。

## 5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。日本語でご記入ください。
- ②いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村）を公表する場合があります。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑤期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

## 6. 資料の入手方法等

### ①インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ

[https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000049.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000049.html)

京浜河川事務所ホームページ

[https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin\\_index038.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index038.html)

上記、国土交通省関東地方整備局ホームページまたは京浜河川事務所ホームページを検索いただきご確認ください。

### ②資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで、一部施設は下記※記載のとおり）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」、の入手・縦覧が可能です。

- ・関東地方整備局文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階）
  - ・京浜河川事務所 1階ロビー（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1）
  - ・京浜河川事務所 田園調布出張所（東京都大田区田園調布本町3-1-1）
  - ・京浜河川事務所 多摩出張所（東京都稲城市大丸3-1-17-1）
  - ・京浜河川事務所 多摩上流出張所（東京都福生市南田園3-6-4-2）
  - ・大師河原干潟館（神奈川県川崎市川崎区大師河原1-1-15 [大師河原河川防災ステーション内]）
- ※開館日時は水・木・土・日・祝日 10時00分～16時00分
- ・二ヶ領せせらぎ館（神奈川県川崎市多摩区宿河原1-5-1）

※開館日時は火・水（第2・4）・木・金曜日 10時00分～16時00分 および土・日・  
祝日 9時00分～16時00分

<募集手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 流域治水課

TEL：045-503-4000（代表）



「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」に対する意見

① 氏名		関東 太郎
② 住所		(都道府県名) 神奈川県 (市区町村名) 〇〇市
意見該当箇所		③ ご意見
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
■	◆	【意見1】(複数意見がある場合には意見ごとに分けてください) ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・ ではないか。
○	×	【意見2】 ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・ と思う。
△	▲	【意見3】 〇〇は、・・・・・・・・・・である。 また、・・・・・・・・・・の場合は、・・・・・・・・・・も考えられ る。 上記を勘案すると、・・・・・・・・・・が望ましいと考えられる。

※本紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。